

学会・大会等に係る対象事業、助成要件、対象経費及び助成金額等

対象事業	助成金額等	
学会・大会・会議・セミナー・シンポジウム等で次に掲げる要件をすべて満たすもの (別表4に定める企業研修等事業に当てはまるものは除く)	県外参加者の 高知県内延べ宿泊数	助成金額 (千円未満切り捨て)
助成要件 ① 高知県内で開催される四国大会以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明が100泊以上のもの。ただし、以下ア～ウの場合は所定の助成金額50%の額とする。ただし、県外参加者の延べ宿泊数の証明が、2,000泊を超える場合は所定の助成額とする。 ア 四国大会 イ 中四国大会で持ちまわり開催されるもの ウ 過去5年間に3回以上の助成を受けるなど、定例行事として県内開催が定着していると協会が認めるもの ② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除する。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とする。 ③ 興業及び営利を目的としないもの。 ④ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの。 ⑤ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの。 ⑥ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること。	100泊～199泊	$69,300 + (\text{泊数} - 99) \times 800$ 円
	200泊～299泊	$149,300 + (\text{泊数} - 199) \times 900$ 円
	300泊～499泊	$239,300 + (\text{泊数} - 299) \times 1,000$ 円
	500泊～999泊	$439,300 + (\text{泊数} - 499) \times 1,100$ 円
	1,000泊以上	1,000,000 円
	1,500泊以上	1,500,000 円
	2,000泊以上	2,000,000 円
	閑散期加算 開催期間が12/1～2/28で 平日(月～木)宿泊を含む場合	1件 50,000 円
	国際会議加算 参加者50名以上で、日本を含む3ヵ国以上の参加がある 国際会議の場合	国外からの参加者1名につき 5,000 円 助成限度額:500,000 円
	対象経費	
コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの		

県外参加者の延べ宿泊数の証明

県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとする。ただし、会期が1日の場合は、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による証明に限るものとする。

- ① 県外参加者名簿(*1)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとする。なお、小数点以下は切捨てとする。

規模	前日泊	期間中泊 (1泊以上の場合)	最終日泊
国際・全国	0.5	0.7	0.3
西日本			
中四国			
四国			

前日泊…初日が12:00より前に開始される場合
(12:00に開始するものは含まない)
最終日泊…12:00を過ぎて終了する場合
(12:00に終了するものは含まない)

*1: 県外参加者名簿の必須項目は、㉞氏名、㉟所属先、㊱所属先が所在する都道府県名とする。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載するものとする。

- ② エクスカーション等、大会に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とする。その場合、①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外する。

展示会・見本市等に係る対象事業、助成要件、対象経費及び助成金額等

対象事業	助成金額等	
展示会、見本市で次に掲げる要件をすべて満たすもの	県外参加者の 高知県内延べ宿泊数	助成金額
助成要件	1,500泊以上	1,000,000円
① 高知県内で開催される中四国大会以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明が1,500泊以上のもの。 ② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除する。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とする。 ③ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの。 ④ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの。 ⑤ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること。		
対象経費		
コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの		

県外参加者の延べ宿泊数の証明

県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとする。ただし、会期が1日の場合は、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による証明に限るものとする。

① 県外参加者名簿(*1)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとする。なお、小数点以下は切捨てとする。

規模	前日泊	期間中泊 (1泊以上の場合)	最終日泊
国際・全国	0.5	0.7	0.3
西日本			
中四国			

前日泊…初日が12:00より前に開始される場合
(12:00に開始するものは含まない)
最終日泊…12:00を過ぎて終了する場合
(12:00に終了するものは含まない)

*1: 県外参加者名簿の必須項目は、⑦氏名、④所属先、⑤所属先が所在する都道府県名とする。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載するものとする。

② エクスカーション等、大会に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とする。その場合、①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外する。

文化・スポーツイベント等事業に係る対象事業、助成要件、対象経費及び助成金額等

対象事業	助成金額等		
文化・スポーツイベント、講習会で次に掲げる要件をすべて満たすもの	県外参加者の 高知県内 延べ宿泊数	人数単価	助成金額 (千円未満切り捨て)
<p align="center">助成要件</p> <p>① 高知県内で開催される中四国大会以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明(*1)が 100 泊以上のもの。ただし、以下ア～ウの場合は所定の助成金額の 50%の額とする。ただし、県外参加者の延べ宿泊数の証明(*1)が、2,000 泊を超える場合は所定の助成額とする。</p> <p>ア 中四国大会で持ちまわり開催されるもの</p> <p>イ 過去5年間に3回以上の助成を受けるなど、定例行事として県内開催が定着していると協会が認めるもの</p> <p>また、次の大会については、助成対象から除くこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会 ・全国高等学校総合体育大会 ・全国中学校体育大会 ・全国高総文祭高知大会等 <p>② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除する。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とする。</p> <p>③ 興業及び営利を目的としないもの。</p> <p>④ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの。</p> <p>⑤ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの。</p> <p>⑥ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること。</p>	100 泊～	500 円 (宿泊日が 6/1～7/20 及び 12/1～1/31 の場合) 700 円	助成額(泊数×500 円) または 助成対象経費 7/10 のいずれか低い方 助成限度額:500,000 円
<p align="center">対象経費</p> <p>コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの</p>			

県外参加者の延べ宿泊数の証明

県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとする。ただし、会期が1日の場合は、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による証明に限るものとする。

- ① 県外参加者名簿(*1)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとする。なお、小数点以下は切捨てとする。

規模	前日泊	期間中泊 (1泊以上の場合)	最終日泊
国際・全国	0.5	0.7	0.3
西日本			
中四国			

前日泊…初日が 12:00 より前に開始される場合
(12:00 に開始するものは含まない)
最終日泊…12:00 を過ぎて終了する場合
(12:00 に終了するものは含まない)

*1: 県外参加者名簿の必須項目は、㉞氏名、㉟所属先、㊱所属先が所在する都道府県名とする。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載するものとする。

- ② エクスカーション等、大会に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とする。その場合、①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外する。

企業研修会等事業に係る対象事業、助成要件、対象経費及び助成金額等

対象事業	助成金額等	
企業が行う自社又はその関係会社の社員を対象とする研修会、講習会等で次に掲げる要件をすべて満たすもの	県外参加者の 高知県内延べ宿泊数	助成金額 (千円未満切り捨て)
<p style="text-align: center;">助成要件</p> <p>① 高知県内で開催されるもので、県外参加者の延べ宿泊数の証明(*1)が20泊以上のもの。また1企業について、令和2年度内であれば助成限度額まで複数回の申請を可能とする。</p> <p>② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除する。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とする。</p> <p>③ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの。</p> <p>④ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの。</p> <p>⑤ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること。</p>	20泊～	延べ泊数×1,000円 助成限度額:200,000円
<p style="text-align: center;">対象経費</p> <p>コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの</p>	閑散期加算 延べ宿泊数100泊以上で 開催期間が12/1～2/28の 平日(月～木)宿泊を含む場合	1件 50,000円
	国際会議加算 参加者50名以上で、日本を 含む3カ国以上の参加がある 国際会議の場合	国外からの参加者数×5,000円 助成限度額:500,000円

県外参加者の延べ宿泊数の証明

県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとする。ただし、会期が1日の場合は、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による証明に限るものとする。

- ① 県外参加者名簿(*1)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとする。なお、小数点以下は切捨てとする。

参集範囲	期間中泊 (1泊以上の場合)
国際・全国	0.7
西日本	
中四国	

*1: 県外参加者名簿の必須項目は、㉞氏名、㉟所属先、㊿所属先が所在する都道府県名とする。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載するものとする。

- ② エクスカーション等、大会に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とする。その場合、①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外する。

バス助成に係る対象事業、助成要件、対象経費及び助成金額等

対象事業	助成金額		
	県外参加者の 高知県内延べ宿泊数	助成 限度額	助成金額 (千円未満切り捨て)
エクスカーションバスまたはシャトルバスを運行する、別表1、別表2、別表4及び別表5で定めるコンベンションで、次に掲げる要件をすべて満たすもの。			
助成要件			
① 対象事業の助成要件に準ずる。 ただし、学会については、県外参加者の延べ宿泊数の証明が20泊以上のものとする。 ② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除する。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とする。 ③ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの。 ④ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの。 ⑤ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること。	20泊～99泊	60,000円	賃借した台数に 60,000円を乗じた額 または 助成対象経費の1/2の額 いずれか低い方
	100泊～299泊	90,000円	
	300泊～499泊	120,000円	
	500泊～999泊	180,000円	
	1,000泊以上	240,000円	
対象経費			
コンベンション開催に伴い運行されるエクスカーションバスまたはシャトルバスの借上げに係る費用で、高知県内の事業者等に支払われたもの。	1,500泊以上	300,000円	
	2,000泊以上	360,000円	

※エクスカーションバスとは、大会等の主催者が計画し、実施する観光旅行や視察旅行等で運行されるバスをいう。

※シャトルバスとは、空港・駅から会場まで、または2つ以上の会場間等を運行するバスをいう。

学会・大会等に係る対象事業、助成要件、対象経費及び助成金額等

対象事業	助成金額等	
令和2年4月1日から令和3年3月31日までに高知県で開催予定であった、学会・大会・会議・セミナー・シンポジウム等で、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を延期したもののうち、令和3年3月31日までに開催され、次に掲げる要件をすべて満たすもの (別表4に定める企業研修等事業に当てはまるものは除く)	県外参加者の 高知県内延べ宿泊数	助成金額 (千円未満切り捨て)
	100泊～199泊	{69,300+(泊数-99)×800円}×2
助成要件 ① 当初の開催予定が書面やWEBサイト等で、広く周知されていたもの。 ② 高知県内で開催される四国大会以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明が100泊以上のもの。ただし、以下ア～ウの場合は所定の助成金額50%の額とする。ただし、県外参加者の延べ宿泊数の証明が、2,000泊を超える場合は所定の助成額とする。 ア 四国大会 イ 中四国大会で持ちまわり開催されるもの ウ 過去5年間に3回以上の助成を受けるなど、定例行事として県内開催が定着していると協会が認めるもの ③ 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除する。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とする。 ④ 興業及び営利を目的としないもの。 ⑤ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの。 ⑥ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの。 ⑦ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること。	200泊～299泊	{149,300+(泊数-199)×900}×2
	300泊～499泊	{239,300+(泊数-299)×1,000}×2
	500泊～999泊	{439,300+(泊数-499)×1,100}×2
	1,000泊以上	2,000,000円
	1,500泊以上	3,000,000円
	2,000泊以上	4,000,000円
	閑散期加算 開催期間が12/1～2/28で平日(月～木)宿泊を含む場合	1件 50,000円
国際会議加算	国外からの参加者1名につき5,000円 助成限度額:500,000円	
対象経費 コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの	参加者50名以上で、日本を含む3か国以上の参加がある国際会議の場合	

県外参加者の延べ宿泊数の証明

県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとする。ただし、会期が1日の場合は、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による証明に限るものとする。

- ① 県外参加者名簿(*1)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとする。なお、小数点以下は切捨てとする。

規模	前日泊	期間中泊 (1泊以上の場合)	最終日泊
国際・全国	0.5	0.7	0.3
西日本			
中四国			
四国			

前日泊…初日が12:00より前に開始される場合
(12:00に開始するものは含まない)
最終日泊…12:00を過ぎて終了する場合
(12:00に終了するものは含まない)

*1: 県外参加者名簿の必須項目は、⑦氏名、①所属先、②所属先が所在する都道府県名とする。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載するものとする。

- ② エクスカーション等、大会に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とする。その場合、①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外する。

別表 7

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。